

佐賀県規則第12号

佐賀県家畜保健衛生所手数料規則の一部を改正する規則

佐賀県家畜保健衛生所手数料規則（平成12年佐賀県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（手数料の額）</p> <p>第2条 条例第6条に規定する知事が別に定める額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 家畜の所有者又は管理者からの依頼による場合 <u>農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によって組合員が負担すべき費用の内容に応ずる点数等を定める件（昭和30年農林省告示第778号。以下「告示」という。）</u>の算定方法で告示の家畜共済診療点数表のB種により算定する額</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>（手数料の額）</p> <p>第2条 条例第6条に規定する知事が別に定める額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 家畜の所有者又は管理者からの依頼による場合 <u>農業保険法施行規則第117条第1項及び第166条の規定に基づき、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件（平成30年農林水産省告示第2154号。以下「告示」という。）</u>の算定方法で告示の家畜共済診療点数表のB種により算定する額</p> <p>(2)・(3) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。